

認知症対応型共同生活介護の概要

認知症(急性を除く)の高齢者等に対して、共同生活住居で、家庭的な環境と地域住民との交流の下、入浴・排せつ・食事等の介護などの日常生活上の世話と機能訓練を行い、能力に応じ自立した日常生活を営めるようにする。



○住宅地等に立地

○利用者一人一人の人格を尊重し、家庭的な環境の下で日常生活ができるよう、以下の職員を配置してサービスを提供

・介護従業者

日中:利用者3人に1人(常勤換算)

夜間:ユニットごとに1人

・計画作成担当者

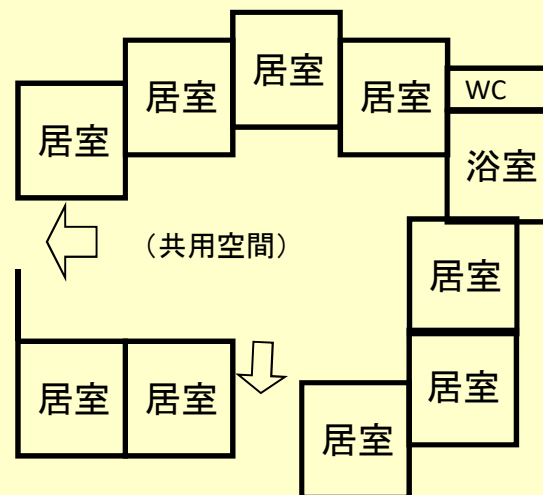
ユニットごとに1人(最低1人は介護支援専門員)

・管理者

3年以上認知症の介護従事経験のある者が常勤専従



共同生活住居(ユニット)のイメージ



○1事業所あたり、原則として1又は2の共同生活住居(ユニット)を運営

○1ユニットの定員は、5人以上9人以下

○居室は、7.43㎡(和室4.5畳)以上で原則個室

○居間・食堂・台所・浴室等日常生活に必要な設備

<地域との関わり>

○利用者・家族・地域住民・外部有識者等から構成される運営推進会議を設置するとともに、外部の視点からも運営を評価する仕組みとなっている。